

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

## 事業名 新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111(内4362)

E-mail : c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 755 千円 (前年度予算額) 1,017 千円

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,017	0	0	0	0	0	0	0
要求額	755	0	0	0	0	0	0	755
決定額								

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

きのこ類は近年の健康食材ブームにより人気が高く、また食の安全志向の高まりから、特に国産の需要は高まっている。

また、生産面では、きのこ類による生産額は県林業産出額の約3割を占め、農作業が稼働できない冬期の兼業品目・雇用創出品目として位置づけられるなど農山村の地域経済において重要な産業である。

その一方、原木きのこ生産者数は、山村地域の過疎化や高齢化により減少が著しく供給の減少に繋がっており、また、農業次世代人材投資事業の交付対象とされていないなど、初期投資が必要となる新規生産を促すための施策や手段が乏しいため、新規参入者の増加や参入直後の経営安定が図られていない状況である。

今後も継続的に需要が見込まれる中、供給体制を整備し、安定的に供給量を確保し増加させることにより、原木きのこ産業の安定化を図る必要がある。

## (2) 事業内容

生産者の高齢化・減少を是正し新規原木きのこ生産者の就業定着を図るため、就業して間もない経営の不安定な原木きのこ生産者（5年以内）に対し、給付金を助成する。

交付対象：60歳未満の新規原木きのこ生産者

交付金額：年間 新規就業者1人あたり500千円

※夫婦就業の場合 750千円/組 (いずれも1年限り)

### (3) 県負担・補助率の考え方

補助率：定額（県補助率 1／2、市町村 任意補助）

### (4) 類似事業の有無

新規就農者育成総合対策事業

岐阜県移住支援事業

ぎふ農業経営者育成発展支援事業

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
給付金	755	給付対象者への給付（750千円／人×1組＝750千円）+振込手数料5千円
合計	755	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画 3 (2) きのこなどの特用林産物の振興

岐阜県特用林産の振興方針（第2期2次改訂） (4) 生産者への支援対策

### (2) 国・他県の状況

「新規就農者育成総合対策事業」において原木きのこ類は交付対象とされていない。

### (3) 後年度の財政負担

きのこ等特用林産物の振興推進には、新規きのこ生産者の参入促進・就業定着に向けた継続的な財政負担が必要である。

### (4) 事業主体及びその妥当性

・事業主体：原木きのこ生産者

地域産業の新たな担い手を支援することは妥当である。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

### (事業内容)

補助事業名	新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金
補助事業者（団体）	新規原木きのこ生産者  （理由） 「新規就農者育成総合対策事業」の交付対象となつていない新規原木きのこ生産者等を支援するため
補助事業の概要	 <b>（目的）</b> 原木きのこ生産者が高齢化等により減少していることから、初期投資等に必要な資金の一部を給付することで新規参入者の増加・就業定着を促進させる。  <b>（内容）</b> 経営の不安定な就農直後（5年以内）の原木きのこ生産者の所得確保を目的に給付金を支給
補助率・補助単価等	<b>定額・定率・その他（例：人件費相当額）</b> <b>（内容）</b> 年間 50万円 夫婦就業の場合75万円/組 <b>（理由）</b> 初期投資等に必要な資金の一部として、「後継者等就農給付金事業」と同額規模の金額を支給する必要があるから。
補助効果	新規参入者の増加、参入直後の栽培・経営安定化
終期の設定	<b>終期令和8年度</b> <b>（理由）</b> 新規就業者を定着させるためには、継続的な支援を行う必要があるため継続。

### (事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか  
県内の原木きのこ生産者における減少傾向に歯止めをかけ、新たな担い手となる新規生産者を増加させ、令和8年度までに63者とする。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R1)	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①原木しいたけ 生産者数（人）	62	47	45	62	63	71%

補助金交付実績 (単位：千円)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1,500	500	750	750

## (これまでの取組内容と成果)

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入者が安定的な原木きのこ生産を行えるようにするため、新規就業者1名に給付金を給付し、原木きのこ産業の安定化を図った。</li> </ul>
	指標① 目標：74人 実績：59人 達成率：79.7%
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者1組2名（夫婦）に給付金を給付した。</li> </ul>
	指標① 目標：78人 実績：47人 達成率：60.3%
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者1組2名（夫婦）に給付金を給付した。</li> </ul>
	指標① 目標：61人 実績：45人 達成率：73.8%

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)	
3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	岐阜県特用林産の振興方針（第2期2次改訂）の目標である「きのこ類生産量」及び「原木しいたけ生産者数」を達成するためには、新規就業者の確保は不可欠であり、現在の厳しい状況を開拓していくためには、新たな担い手の確保の支援の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 1	新規就業者の育成・確保のため、直接所補完を行う給付金の給付や有効であるが、事業の一層の普及啓発が必要である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	類似事業である後継者等就農給付金事業と同様の補助金体系としており、事業の効率化は図られている。

## (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者の定着を促進するとともに、離職を抑制するため、給付金による支援のほか、関係機関（県、市町村、生産者団体等）による栽培技術・経営指導等の支援が必要。</li> </ul>	

## (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか	
<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県特用林産の振興方針（第2期2次改訂）の目標である「きのこ類生産量」及び「原木しいたけ生産者数」の達成にむけ、継続して支援する。</li> </ul>	